

先行市町条文比較表

1 前文

参考3

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。</p> <p>八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。</p> <p>私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。</p> <p>自治の主体は町民であるということを基本とし、るべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。</p>	<p>私たちのまち白老は、豊かな太平洋(うみ)、多くの清流、緑いっぱいの山々とポートの森に囲まれた自然あふれるまちです。</p> <p>私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めました。</p> <p>私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。</p> <p>そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。</p> <p>私たち町民は、「学問、知識を開発し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切にし、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。</p> <p>開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。</p> <p>ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。</p>	<p>基山町の先人達は、自然の恵みの中で、地域を守り、育み、培ってきました。これからは地方分権の流れの中で、基山町のまちづくりは、自ら考え、決定し、行動し、責任を持つことが求められています。私たちは、町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民・議会・町の執行機関が情報を共有して、相互に協働し、英知と情熱を傾け「人と自然が輝くまち、きやま」を作るため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。</p> <p>私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え方行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。</p>	

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、八雲町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。 (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。 (3) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。 (5) まちづくり 明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。 (6) 協働 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。</p> <p>(基本理念) 第3条 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長及び行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。</p> <p>(定義) 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者及び町内で事業活動を営む者をいいます。 (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 町 執行機関及び議会をいいます。 (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。</p> <p>(基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え方</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、町における自治の基本理念を定めるとともに、町民、議会及び執行機関の役割や責務を明らかにし、町民主体の自治の推進を図ることを目的とします。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町 町民、議会及び執行機関によって構成される自治体をいいます。 (2) 町民 住民(町内に住所を有する者をいいます。以下同じ。)、町内で働く者、学ぶ者及び事業活動を行うものをいいます。 (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 共助 町民同士が地域の中で助け合うことをいいます。 (5) 協働 町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力することをいいます。</p> <p>(基本理念) 第3条 町は、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進します。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関(以下「町」という。)の役割と責務を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 町内に住所を有する個人、町内の事業所に勤務する個人、町内の学校に在学する個人及び町内で活動する事業者その他の団体をいう。 (2) 町民活動団体 福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち、町内を中心で活動している団体をいう。 (3) 地域コミュニティ 共同体意識又は連帯感を持って生活する町内の一一定の地理的区域を基盤とする町民、諸団体などで構成され、地域の暮らしを支えあう集団をいう。 (4) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの立場と特性を尊重しながら、自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営みをいう。</p> <p>(基本理念) 第2章 基本的な考え方 (基本理念) 第4条 まちづくりは、次に掲げる基本理念により推進するものとする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。</p>	

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

<p>基本とします。</p> <p>(1) 私たちのまちは私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。</p> <p>(2) 协働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。</p> <p>(3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。</p> <p>(3) 参加の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。</p> <p>(4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。</p>	<p>動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 私たちは、前項の規定の実現に向か、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。</p>	<p>2 町民、議会及び執行機関は、それぞれの責務と役割に基づいて、自治の推進に努力するとともに、お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとします。</p> <p>3 町は、地方自治の本旨に基づいて、自立した自治体としての運営をめざします。</p>	<p>(1) 町民は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、自らの意思と責任において、積極的にまちづくりに参加し、行動するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 町民、議会及び町は、相互理解のもと協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(3) 町民活動団体は、その特定の社会活動を通じて、協働のまちづくりを図るものとする。</p> <p>(4) 地域コミュニティは、地域自治の役割を認識し、地域のまちづくりを図るものとする。</p> <p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第5条 町民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 前項の知る権利は、基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）及び基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）に基づき、行使されなければならない。</p>	<p>(協働の原則)</p> <p>第6条 町民、議会及び町は、この条例の目的を達成するため、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に必要な役割を果たすとともに、お互いの立場を尊重し、あらゆる機会において対等となるよう努めなければならない。</p>	<p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。</p> <p>(1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。</p> <p>(2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。</p> <p>(3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認</p>
--	--	---	---	---	--

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

<p>第12章 最高規範 (最高規範)</p> <p>第50条 この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。</p> <p>3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。</p>	<p>第7章 最高規範と見直し (まちづくりの最高規範)</p> <p>第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。</p>	<p>(条例尊重義務)</p> <p>第28条 この条例は、町政運営の基本原則であり、他の条例の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 町民、議会及び町は、本町のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 町は、まちづくりの基本的な制度がこの条例に定める事項と整合するよう整備しなければならない。</p>	<p>め合い、助け合いながら持続的に推進すること。</p> <p>(最高規範性)</p> <p>第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。</p>	
---	---	---	---	---	--

先行市町条文比較表

3-1 町民の役割

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第5章 町民 (町民の基本姿勢と役割)</p> <p>第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。</p> <p>2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。</p> <p>3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。</p> <p>5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。</p> <p>6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。</p> <p>7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第22条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。</p> <p>2 町民は、町政に参加する権利を有します。</p> <p>3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。</p>	<p>第4章 町民 第1節 町民の基本事項 (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に發揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第13条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。</p>	<p>第2章 町民 第1節 町民の権利及び責務 (町民の権利)</p> <p>第4条 町民は、安全で安心できる生活を営む権利を有します。</p> <p>2 町民は、自治の主体であり、町政及び地域の自治活動に参加する権利を有します。</p> <p>3 町民は、町政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第5条 町民は、自治の主体であることを自覚し、自治を推進するために行動する責務があります。</p> <p>2 町民は、町政参加にあたって、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>(事業活動を行うものの責務)</p> <p>第6条 町内で事業活動を行うものは、地域社会を構成する一員として、社会的責任の重要性を認識して暮らしやすい地域の発展に努めなければなりません。</p>	<p>第3章 役割と責務 (町民の役割と責務)</p> <p>第9条 町民は、地域社会を構成する一員として、自らの責任と役割を認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 町民は、まちづくりが多様な主体のまちづくり活動によって行われていることを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めよう努めなければならない。</p>	<p>第2章 まちづくりの主体 第1節 市民 (市民の権利及び責務)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の社会的責任)</p> <p>第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。</p>	

先行市町条文比較表

3-1 町民の役割

5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。 (事業者の役割) 第23条 事業者とは、その本拠の有無に 関わらず、町内で事業活動を行う者を いいます。					
2 事業者は、事業活動を行うにあたり、 自然環境及び生活環境に配慮するよ う努めるものとします。					
3 事業者は、社会的な役割を認識し、 従業員の行う地域活動にも配慮して、 町民が行うまちづくりの活動を尊重 し、住みよい地域社会の実現に寄与す るよう努めるものとします。					

先行市町条文比較表

3-2 議会の役割

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第7章 議会 (議会の設置) 第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。</p> <p>(議会の役割) 第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。</p> <p>2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。</p> <p>(議会の権限) 第30条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。</p> <p>2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。</p> <p>(議会の責務) 第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。</p> <p>2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。</p> <p>(議員の責務) 第32条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。</p> <p>2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとします。</p> <p>3 議会の議員は、政策立案能力、自治</p>	<p>第5章 議会 第1節 議会の基本事項 (議会の役割と責務) 第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によつて、町の意思を決定する役割を有します。</p> <p>2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。</p> <p>(議会の権限) 第16条 議会は、条例の制定、改正及び廃止などの立法の権限を有します。</p> <p>2 議会は、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。</p> <p>3 議会は、執行機関に対する調査及び監査請求などの監視の権限を有します。</p> <p>(議員の責務) 第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。</p> <p>2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。</p> <p>3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。</p> <p>(議会の組織) 第18条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。</p> <p>第2節 議会運営 (議会の会議) 第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視及び積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。</p>	<p>第3章 議会及び議員 (議会の責務) 第11条 議会は、常に町民の意見の把握に努め、町民の意思を町政に反映させるように努めなければなりません。</p> <p>2 議会は、町民に開かれた場でなければならず、議会活動に関する情報の公開と説明をするよう努めなければなりません。</p> <p>(議員の責務) 第12条 議員は、町全体のために活動し、この条例の理念に基づいて、公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めなければなりません。</p>	<p>第2章 基本的な考え方 (議会の役割と責務) 第12条 議会は、議決機関としての責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、公正かつ誠実で、町民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、町政運営が町民の意思を反映して適切に行われるよう、調査及び監視するとともに、その状況等を町民に公表しなければならない。</p>	<p>第2節 市議会 (市議会の役割及び責務) 第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>(議員の責務) 第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	

先行市町条文比較表

3-2 議会の役割

<p>立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めるものとします。</p> <p>4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとします。</p> <p>5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。</p> <p>(議会運営)</p> <p>第33条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。</p> <p>2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができます。</p> <p>3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めるものとします。</p>	<p>2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。</p> <p>3 議長及び委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問及び意見を述べさせることができます。</p> <p>4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。</p> <p>(議会活動の充実)</p> <p>第20条 議会は、調査権の行使及び町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。</p> <p>2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。</p> <p>3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。</p> <p>(議員等の能力向上)</p> <p>第21 条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力及び審議能力を高めるための研修を充実します。</p> <p>2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報及び資料を整備します。</p> <p>3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。</p>				
---	--	--	--	--	--

先行市町条文比較表

3-4 コミュニティ

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第6章 コミュニティ (コミュニティの定義)</p> <p>第24条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。</p> <p>(コミュニティの役割)</p> <p>第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。</p> <p>2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。</p> <p>3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。</p> <p>4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。</p> <p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。</p> <p>(行政の役割)</p> <p>第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。</p>	<p>第2節 町民活動 (町民活動)</p> <p>第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。</p> <p>2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。</p> <p>3 町は、学習機会の提供などにより、町民活動団体の支援に努めます。</p>	<p>第3節 町民活動 (地域の自治活動)</p> <p>第9条 町民は、共助の精神に基づき、地域の自治活動に積極的に参加、協力することに努めるものとします。</p> <p>2 町は、地域の自治活動の重要性を認識し、その発展と育成に努めるものとします。</p> <p>3 町民は、地域の自治活動に参加しないことを理由に、不利益を受けることはありません。</p> <p>(町民公益活動)</p> <p>第10条 この条例において「町民公益活動」とは、自発的、自主的に行われる非営利の活動で、社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とするものをいいます。</p> <p>2 執行機関は、町民公益活動の重要性を認識し、その活動を促進するための施策を講じるよう努めるものとします。</p>	<p>(町民活動団体及び地域コミュニティの役割と責務)</p> <p>第10条 町民活動団体及び地域コミュニティは、自らの活動がまちづくりに果たす役割を認識し、自立した団体として意思決定の過程を明らかにしながら、住みよいまちづくりの推進に積極的に関わるよう努めなければならない。</p>	<p>第4章 市民自治 (コミュニティの形成)</p> <p>第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。</p> <p>(地域自治協議会の設立)</p> <p>第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織(以下「地域自治協議会」という。)を設立することができる。</p> <p>2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。</p> <p>(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。</p> <p>(まちづくり活動への支援)</p> <p>第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>(生涯学習の推進)</p> <p>第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、市民のまちづくりに関する</p>	

先行市町条文比較表

3-4 コミュニティ

2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。				る学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。	
---	--	--	--	---	--

先行市町条文比較表

3-3 町長等の役割

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第8章 行政 (町長の設置) 第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として、町長を置きます。</p> <p>(町長の責務) 第37条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。</p> <p>2 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。 (行政の職員の責務) 第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。</p> <p>3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。</p>	<p>第6章 行政 第1節 行政の基本事項 (町長の責務) 第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。</p> <p>2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。 (職員の責務) 第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案及び町民が求めることに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。</p>	<p>第4章 町長等 (町長の責務) 第13条 町長は、常に町民全体の福祉の向上のために職務を遂行し、町民のための町政を行わなければなりません。</p> <p>2 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処しなければなりません。</p> <p>3 町長は、この条例を遵守し、条例の理念に基づいて職務を遂行しなければなりません。 (他の執行機関の責務) 第14条 町長を除く執行機関は、その職務に応じて、町長と同様の責務があります。 (町職員の責務) 第15条 町職員は、町民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 町職員は、職務を適切に推進するために必要な能力の向上に努めるとともに、町民との協働の原則に基づき、職務を遂行しなければなりません。</p>	<p>第3章 役割と責務 (町の役割と責務) 第13条 町は、町民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高いまちづくりを行わなければなりません。</p> <p>2 町は、まちづくりにあたり、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民が参加しやすい制度の整備に努めなければならない。</p> <p>3 町は、まちづくりを行う町民の自主的、主体的な活動を尊重するとともに、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>4 町は、まちづくり活動に対して、必要に応じてこれを支援するものとする。 (町長の責務) 第14条 町長は、この条例の趣旨を尊重し、町民の自主的なまちづくりと町と町民による協働のまちづくりを推進するため、広く町民の意向を的確に把握し、町民の信託に応えなければならない。 (町職員の責務) 第15条 町職員は、この条例の趣旨を尊重し、町民の視点や意向を十分に理解し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>第3節 行政機関 (市長等の権限及び責務) 第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。</p> <p>2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。 (職員の責務) 第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。</p>	

先行市町条文比較表

4 町政運営の原則

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月 30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第8章 行政 (行政の基本)</p> <p>第34条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。</p> <p>2 行政は、情報共有及び町民参加を基本とした透明性の高い行政運営を行わなければなりません。 (行政の役割と責務)</p> <p>第35条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。</p> <p>2 行政は、自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に行政運営を行います。</p> <p>3 行政は、町民との協働を推進し、町民及び議会と力を合わせて事務及び事業を執行します。</p> <p>4 各機関の長は、職員を適正に指揮監督し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める責務を有します。</p>	<p>第6章 行政 第1節 行政の基本事項 (行政の役割と責務)</p> <p>第22条 執行機関は、条例、予算その他議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。</p> <p>2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。</p> <p>3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。</p> <p>4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。</p> <p>第2節 行政運営 (行政運営の基本原則)</p> <p>第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想及びこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。</p>	<p>第5章 町政運営 第1節 町政運営の基本原則 (町政運営の原則)</p> <p>第16条 執行機関は、公正で常に透明性の高い町政運営を行わなければなりません。</p>			

先行市町条文比較表

4 町政運営の原則

<p>第9章 行財政運営の原則 (総合計画)</p> <p>第39条 行政は、中長期的な八雲町のめざす姿を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、基本構想及びこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を策定します。また、総合計画を毎年度見直すとともに、その状況を公表するものとします。</p> <p>2 基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。</p> <p>3 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。</p> <p>4 行政は、総合計画及び分野別的主要な計画の策定又は見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第41条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表するものとします。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。</p> <p>2 執行機関が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。</p> <p>3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。</p> <p>(行政改革・行政評価)</p> <p>第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化及び効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。</p>	<p>第3節 政策の推進 (総合計画)</p> <p>第22条 町長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想及びこれを具体化するための基本計画(合わせて「総合計画」といいます。)を策定するものとします。</p> <p>2 町長は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を得るものとします。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第24条 執行機関は、計画や事業の達成度や成果を評価し、その結果を公表するとともに、評価に基づいて行政運営の改善に努めなければなりません。</p>	<p>第5章 市政運営 (総合計画)</p> <p>第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するため必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。</p> <p>3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。</p> <p>4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。</p> <p>5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。</p> <p>6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。</p>
--	---	---	---

先行市町条文比較表

4 町政運営の原則

	(組織・体制) 第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。 2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成及び政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。			(行政組織) 第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。	
(財政運営)	(財政運営) 第40条 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図るものとします。 2 行政は、予算及び決算その他町の財政状況について、わかりやすく適切な方法により、公表するものとします。 3 前項に関して必要な事項は、財政事情の作成及び公表に関する条例(平成17年八雲町条例第166号)で定めます。 4 行政は、その保有する財産を適正に管理するとともに、安全かつ効果的な方法で運用するものとします。	(財政運営) 第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。	3 節 情報公開 (予算の公表) 第 23 条 町長は、財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な視点に立って、健全な財政の運営をしなければなりません。 2 町長は、財政状況を町民にわかりやすい方法で公表しなければなりません。	(財政運営) 第 19 条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。	
(行政手続)	(行政手続) 第42条 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。 2 前項に関して必要な事項は、八雲町行政手続条例(平成17年八雲町条例第12号)で定めます。	(行政手続) 第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手續に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。 2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。	(行政手続) 第 25 条 執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続きに関しては、公正性と透明性が確保されなければなりません。 2 前項の規定による行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。	(行政手続) 第 24 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手續に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。	
(政策法務)	第43条 行政は、八雲町の振興及び特定の課題を解決するために必要な				

先行市町条文比較表

4 町政運営の原則

<p>政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた条例等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用するものとします。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第7条 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町政に関する情報について町民に説明する責務を有します。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第44条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。</p> <p>3 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。</p>	<p>第2節 情報共有の基本事項</p> <p>(説明責任)</p> <p>第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。</p> <p>2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。</p> <p>(安全なまちづくり)</p> <p>第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るとともに、生活基盤の安全性及び安定性の向上に努めます。</p> <p>2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第18条 執行機関は、町民に対し、町政に関する事項について情報の提供に努めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見、提案等に対して適切かつわかりやすく応答しなければなりません。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第8条 まちづくりを計画するものは、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、手續を明らかにし、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>(法令遵守及び公益通報)</p> <p>第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。</p>
--	---	--	--	---

先行市町条文比較表

5 情報の共有

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第2章 情報共有 (情報共有の基本) 第5条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治の根源であることを強く認識することを基本とします。	第2章 情報共有 第1節 情報共有の原則 (情報共有) 第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。	第2節 情報の共有と参加	第4章 協働の仕組み (情報の共有) 第7条 まちづくりを計画するものは、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供しなければならない。 2 まちづくりを計画するものは、相互に情報の交換を積極的に行い、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。	第5章 市政運営 (情報提供) 第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。	
(情報提供) 第6条 議会及び行政は、町民とこの条例の基本理念の実現を図るために、その保有する町政に関する情報を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。					
(情報公開) 第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、八雲町情報公開条例(平成17年八雲町条例第10号)の規定により、情報を公開します。	(情報公開) 第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。 3 前2項に関して必要な事項は、別に定めます。	(情報の公開) 第17条 町政に関する情報は、公開を原則とします。 2 前項の規定による情報の公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。	(情報の公開) 第19条 町は、保有する情報を町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、積極的に提供しなければならない。	(情報公開) 第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。	
(個人情報の保護) 第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、八雲町個人情報保護条例(平成17年八雲町条例第11号)の規定により、適正な保護を図ります。	(個人情報の保護) 第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、適切な措置を取るよう努めます。 2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。	(個人情報の保護) 第26条 執行機関は、その保有する個人情報を保護するとともに、その適正な取り扱いに努めなければなりません。 2 前項の規定による個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。		(個人情報の保護) 第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。	
(情報の収集及び管理) 第11条 行政は、行政運営に関する情報					

先行市町条文比較表

5 情報の共有

<p>を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する審議会、政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を公開し、非公開とすることができます。</p> <p>(町民の意見)</p> <p>第10条 行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めるものとします。</p> <p>2 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めるものとします。</p>					
---	--	--	--	--	--

先行市町条文比較表

6 参画と協働

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第3章 町民参加と協働 (町民参加の基本)</p> <p>第13条 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。</p> <p>3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとし、町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとします。</p> <p>4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。</p> <p>5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。</p> <p>(町民参加の推進)</p> <p>第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。</p> <p>(1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し</p> <p>(2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止</p> <p>(3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項</p> <p>(4) 公の施設の新設、改良又は廃止の決定</p> <p>(5) 行政が行う事務及び事業を効率的かつ効率的に推進するための行政評価</p> <p>(6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定</p> <p>(7) 前各号のほか、町民参加が有効と</p>	<p>第3章 町民参加 (町政参加の推進)</p> <p>第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。</p> <p>(参加機会の保障)</p> <p>第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。</p> <p>2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。</p> <p>(町政活動への参加)</p> <p>第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加することができます。</p>	<p>第2節 情報の共有と参加 (町民参加)</p> <p>第19条 執行機関は、政策決定の過程において、町民が意見を表明し、参加できる手続きを講じるよう努めなければなりません。</p>	<p>第4章 協働の仕組み 第4節 協働の推進 (協働の推進)</p> <p>第22条 町は、町民参加及び協働を推進するため、その必要な計画を作成しなければならない。</p> <p>2 町は、実施を決定した事業について、町民と協働で行えるものについては、町民が協働の提案ができるよう、その事業内容について情報を提供しなければならない。</p> <p>(重要な計画等への参加)</p> <p>第23条 町は、次に掲げるまちづくりを行おうとする場合は、あらかじめ町民参加の手続きを行わなければならぬ。</p> <p>(1) 本町の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2) 町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃。ただし、関係法令等の制定又は改廃に基づくもので、条例の制定又は改廃に政策的な判断を必要としない場合を除く。</p> <p>(3) 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(4) 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定並びにその利用及び運営に関する方針又はそれらの変更</p> <p>(町民参加の方法)</p> <p>第24条 町は、町民参加を保障するため、前条の事項について検討をすることを決定した段階で、趣旨、内容その他必要な情報を公表し、次に掲げる方法等により、町民に意見を求め、これ</p>	<p>第3章 参画と協働 (参画と協働の推進)</p> <p>第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。</p>	

先行市町条文比較表

6 参画と協働

<p>思われる事業の選択及び実施の決定</p> <p>2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不適当である事項については、町民参加を求めることができます。</p> <p>(町民参加の方法)</p> <p>第15条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等の開催 (2) 意見交換会の実施 (3) 別に規則に定める町民意見の公募 (4) アンケート調査の実施 (5) その他適切な方法 <p>(提出された意見等の取扱い)</p> <p>第16条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等(以下「意見等」という。)を総合的に検討するものとします。</p> <p>2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとします。ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意見等の内容 (2) 意見等の検討結果及びその理由 		<p>を考慮してまちづくりの決定を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメント (2) 意見交換会 (3) 町民ワークショップ (4) 審議会等 (5) アンケート調査 <p>第2節 改善制度</p> <p>(基山町まちづくり推進審議会)</p> <p>第 27 条 この条例による町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 町は、この条例による町民参加と協働の実施状況について、毎年1回、審議会に報告しなければならない。</p> <p>3 町は、審議会の提言を受けたときは、これを町民に公表するとともに、これを尊重し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第1節 町民提案制度</p> <p>(町民提案制度)</p> <p>第 16 条 町民は、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案、意見及び要望(以下「提案等」という。)を町に提出することができる。</p> <p>2 町は、町民が容易に提案等を提出できるよう必要な措置を講じ、その権利を守るための仕組み等について説明するものとする。</p> <p>3 町は、提出された提案等を隨時公表しなければならない。また、提案等の内容について迅速に事実関係を調査し、検討結果及び理由を提案者に回答するとともに、公表しなければならない。</p> <p>4 町は、提出された提案等が具体的な</p>	<p>(意見公募制度)</p> <p>第 11 条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。</p>	
--	--	--	--	--

先行市町条文比較表

6 参画と協働

<p>(審議会等の運営)</p> <p>第17条 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。 (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募するものとします。 <p>2 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録(会議の内容の要旨を記録したもの)を用意し、閲覧に供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数 (2) 会議の議題 (3) 会議の検討において使用した資料 (4) 会議における発言又は議事の経過 (5) 会議の結論 (6) その他必要な事項 <p>3 委員の公募は、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、原則として1月程度の応募期間を設けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等の名称、目的、審議事項、開催回数及び報酬 (2) 任期 (3) 応募資格 (4) 募集人員 (5) 応募期間及び方法 (6) 選考方法 (7) 問い合わせ先 (8) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項 		<p>施策や事業等に反映できる場合は、制度の整備及び充実を図らなければならない。</p> <p>第2節 まちづくり計画 (まちづくり計画の策定)</p> <p>第17条 町が一定の活動領域を代表するものとして認定した町民活動団体及び地域コミュニティは、まちづくり計画を策定することができる。</p> <p>2 まちづくり計画とは、一定の活動領域における課題を解決するため、調査、審議し、本町の計画との関係を考慮しながら、策定された将来計画をいう。</p> <p>(まちづくり計画への支援等)</p> <p>第18条 町は、まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。</p> <p>2 町は、前条のまちづくり計画が策定され、提出されたときは、そのまちづくり計画を尊重するものとする。</p>	<p>(審議会等の運営)</p> <p>第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p>	
--	--	---	---	--

先行市町条文比較表

6 参画と協働

<p>(協働の推進)</p> <p>第18条 町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるものとします。</p> <p>2 行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の整備に努めるものとします。</p> <p>第4章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第19条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民(町内に住所を有する者をいう。以下、同じ。)の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p> <p>3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。</p> <p>2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。</p> <p>3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第34条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。</p> <p>3 前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、町長は住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第20条 町長は、町政にかかる重要な事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の資格の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第21条 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。</p> <p>2 議員は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 町長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p>	<p>第5節 町民投票</p> <p>(町民投票)</p> <p>第25条 町長は、町政に係る重要な事項について広く町民の意思を確認するため、町民投票を実施することができます。</p> <p>2 町長は、町民投票で得た結果を公表するとともに、これを尊重しなければならない。</p> <p>3 町民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
---	---	---	---	--

先行市町条文比較表

7 他団体との関係

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第10章 交流・連携 (国及び北海道との連携)</p> <p>第45条 議会及び行政は、地方分権の趣旨に基づき、国及び北海道との適切な役割分担を図り、連携した関係を構築するとともに、地方自治の拡充を図るものとします。 (他の市町村との連携)</p> <p>第46条 議会及び行政は、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互いの自主性を尊重しながら共通の政策課題の解決に取り組むものとします。</p> <p>2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村等と共同で組織を設置できるものとします。</p> <p>3 町民、議会及び行政は、自らが有する知識及び技術並びに八雲町に所在する公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組むものとします。 (国内外の交流)</p> <p>第47条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び技術をまちづくりに活かすよう取り組むものとします。</p>	<p>第2節 行政運営 (広域連携)</p> <p>第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。</p>	<p>第3節 政策の推進 (広域連携)</p> <p>第27条 町は、ひとつの自治体だけでは解決することが困難な課題や自治体が連携した方が効果的な施策は、他の自治体と連携して取り組むことによって、その解決と推進に努めなければなりません。</p>		<p>第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係 (国及び兵庫県との関係)</p> <p>第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。 (他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。</p>	

先行市町条文比較表

8 その他

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成23年9月21日条例第18号	○白老町自治基本条例 平成18年12月15日条例第30号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日条例第2号 改正 平成23年12月9日条例第21号	○基山町まちづくり基本条例 平成22年9月30日 条例第22号	○朝来市自治基本条例 平成21年3月30日条例第2号	○福崎町自治基本条例(仮称)
<p>第11章 条例の見直し (条例の見直し)</p> <p>第48条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会に、必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>(八雲町民自治推進委員会)</p> <p>第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として、八雲町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項 <p>3 町民委員会は、委員10人以内をもつて組織します。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>第7章 最高規範と見直し (条例の見直し)</p> <p>第36条 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。</p>	<p>第3節 政策の推進 (条例の見直し)</p> <p>第29条 この条例の見直しを行う場合は、広く市民の意見を聴くなど、市民参加の手続きを経なければなりません。</p>	<p>第3節 条例の検討及び見直し (条例の検討及び見直し)</p> <p>第28条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに検討を行い、審議会の審議結果を尊重するとともに、社会情勢の変化及び施行状況等を勘案し、条例の見直しを行うものとする。</p>	<p>第7章 この条例の位置付け (条例の見直し)</p> <p>第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。</p>	